平成２７年（フ）第２６３号
神戸市西区南別府１丁目10番地の６　グリーンライフ伊川谷202号、前住所神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＡ101号
破産者　貞野　麻耶
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
鳥取県倉吉市中河原555番地
破産者　中井　俊郎
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
福岡県久留米市津福本町865―101号、住民票上の住所岡山県赤磐市西窪田110番地２
破産者　時宗　経子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県西予市野村町野村12号383番地１
破産者　井石　　学
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第６８号
愛媛県宇和島市丸穂町２丁目３番９号、破産開始決定時の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良1510番地31
破産者　江良　秀明
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第７号
愛媛県宇和島市長堀１丁目１番34号
破産者　森　富紀子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１９１号
福岡県久留米市高良内町3791番地１　グリーンパールＡ棟101号、前住所福岡県久留米市北野町中3119番地６　クレストール北野103号
破産者　下川　和久
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２１４号
福岡県小郡市大保1336番地１　大保ハイツＡ―406号、開始決定時の住所福岡県小郡市大崎967番地７
破産者　丸山　初吉
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６４号
福岡県久留米市津福本町1533番地４　コーポスカイ202号
破産者　秋山　明子
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５８号
熊本県玉名市河崎635番地　東原団地１棟１号
破産者　森山　一美
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第２８６号
北海道旭川市忠和７条５丁目６番７号
破産者　村山　　達
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０９号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地　市住323号
破産者　大越　広司
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
北海道旭川市永山５条５丁目２番９号　むくげ公園ハイツＡ201号室
破産者　佐藤　文彦
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８８号
北海道厚岸郡厚岸町住の江３丁目102番地、開始決定時の住所北海道厚岸郡厚岸町白浜４丁目２番地
破産者　千葉愼一郎
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
釧路市緑ケ岡２丁目24番13号
破産者　上野　智幸
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４７９号
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジエ戸塚深谷１―306号、旧住所横浜市戸塚区戸塚町3156番地27
破産者　三上　　進
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
静岡県駿東郡長泉町竹原245番地の１　エクセレント高橋　301号
破産者　石沢　謙一
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
広島市安佐南区伴中央２丁目９番13―205号、前住所滋賀県湖南市吉永231―２　レオパレス甲西110号室
破産者　大矢　一義
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部